

佐賀県ふる郷の木づくりプロジェクト事業実施要領（令和元年5月14日付け林業第297号）の一部改正【新旧対照表】

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>制定：平成29年5月22日付け林業第242号 改正：平成30年6月29日付け林業第629号 改正：令和元年5月14日付け林業第297号 <u>改正：令和3年3月31日付け林業第2240号</u></p> | <p>制定：平成29年5月22日付け林業第242号 改正：平成30年6月29日付け林業第629号 改正：令和元年5月14日付け林業第297号</p> |
| <p>第1 ～ 第5 【略】</p> | <p>第1 ～ 第5 【略】</p> |
| <p>第6 事業計画等の作成</p> <p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p><u>3 事業主体及び木材協会は、別紙2に掲げる重要な変更に伴う事業計画の変更を行う場合においては、交付要綱第5条第2項に規定する補助金変更承認申請書に変更事業実施計画書（様式第1号の附表）を添付するものとする。</u></p> | <p>第6 事業計画等の作成</p> <p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 事業主体及び木材協会は、別紙2に掲げる事業実施計画承認申請書の重要な変更については、事業実施計画変更承認申請書（様式第1号）を作成し、前項に準じて行うものとする。</p> |
| <p>第7 ～ 第9 【略】</p> | <p>第7 ～ 第9 【略】</p> |
| <p>第10 事業の成工確認及び書類の審査等</p> <p>1 さがの木施設整備支援事業、さがの木の家デザイン支援事業及びさがの木でつながる家づくり応援事業は次によるものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> | <p>第10 事業の成工確認及び書類の審査等</p> <p>1 さがの木施設整備支援事業、さがの木の家デザイン支援事業及びさがの木でつながる家づくり応援事業は次によるものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> |

(2) 農林事務所長は、事業主体から実績報告書等が提出されたときは、事業の竣工確認調査を行うものとする。

(3) 【略】

2 さがの木の家具等開発チャレンジ支援事業は次によるものとする。

(1) 【略】

(2) 佐賀県農林水産部林業課職員（以下「林業課職員」という。）は、事業主体から実績報告書等が提出されたときは、事業の竣工確認調査を行うものとする。

(3) 【略】

第11 ～ 第15 【略】

(2) 農林事務所長は、事業主体から実績報告書等が提出されたときは、事業の竣工確認調査を行うものとする。~~なお、完成写真等により事業の竣工が確認できる場合は、現地調査を省略することができるものとする。~~

(3) 【略】

2 さがの木の家具等開発チャレンジ支援事業は次によるものとする。

(1) 【略】

(2) 佐賀県農林水産部林業課職員（以下「林業課職員」という。）は、事業主体から実績報告書等が提出されたときは、事業の竣工確認調査を行うものとする。~~なお、完成写真等により事業の竣工が確認できる場合は、現地調査を省略することができるものとする。~~

(3) 【略】

第11 ～ 第15 【略】

改正後

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補 助 事 業 者 名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施計画承認申請書

佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施要領第6の1(変更の場合は、6の3)の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

現行

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

補 助 事 業 者 名

令和 年度佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施計画~~(変更)~~承認申請書

佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業実施要領第6の1(変更の場合は、6の3)の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

~~—記—~~

~~(変更の場合は、以下を記載する)~~

~~1—変更の理由~~

~~2—変更の概要~~

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p data-bbox="237 331 465 368">別紙5 印削る</p> <p data-bbox="237 427 869 464">別紙4、8、9 印を削り、氏名を自署とする。</p> | <p data-bbox="1111 331 1301 368">別紙5 【略】</p> <p data-bbox="1111 427 1406 464">別紙4、8、9 【略】</p> |